

道教組・道高教組は、11月18日（水）午前8時30分より賃金確定交渉を行いました。道教組から相木書記長、内藤書記次長、茶森執行委員、全石狩札幌教組の小西・秋山西副委員長、上川教組の犬上副委員長と上田会計委員、空知教組の関屋書記長と大島執行委員、全胆振教組の高橋委員長が参加、道高教組とともに40名で交渉に臨みました。柴田教育長の回答は次のとおりです。



1 道独自削減について

通常の交渉では「開会に際した挨拶（組合側）→組合側から質問→道教委から回答……」というのが一般的ですが、今回は回答に先立って教育長から道独自削減について「報告」がありました。

先日、道議会決算特別委員会で知事より「一般職の独自縮減措置を終了する方向で、新たな行財政計画を取りまとめる」旨の答弁がありました。道教委といたしましても、この答弁に沿った方向で対応してまいりたい。

組合員のみなさんには、平成11年度以降、17年間にも及ぶ長期間にわたり、給与の独自縮減措置にご協力をいただいたことに心よりお礼申し上げます。

→道独自削減は3月で終了。

※今回提示されたのは道独自削減について「一般職員は3月で終了」ということです。

このことを受けて道教組・道高教組から

- ・収支対策の検討内容を明らかにせよ。
- ・管理職の給与削減措置も終了すべき。
- ・あらためて人件費に頼らない財政運営を！ …という3点を指摘しました。

2 今回の給与改定について

道人事委員会勧告を受けた今年度の給与改定については次の2点の回答がありました。

①給与改定は勧告どおり実施する。
②国の給与改定についての閣議決定を待ってから、関係条例改正案を道議会に提案してまいる。条例施行後、速やかに差額を支給してまいりたい。

解説

①改定額について…今回改定で月例給578円。教育職の場合は給料表の比較で、おおむね20歳代といわれる「若年層」で2500円程度（各号俸により多少異なる）、それ以降の年代でも改定されるが、今年4月から行われている「給与制度の総合的見直し」で給料表そのものが2%削減されているため、実質賃金は増えません。ボーナスは現行の4.05月から4.10月へ。増えた0.05月分は勤勉手当に充てられます。

②支給時期…これまで「12月手当で支給」とか「1月給料で支給」という言及があったこともありますが、「今年は、いまは時期をいえない」という回答です。国が秋の臨時国会を見送りました。このことから次回の通常国会（2016年1月）が行われなければ国家公務員の給与改定は行われず、北海道は「国家公務員の給与改定」が行われることが確実になった上で、道条例を改正し道職員の給与改定を行うという回答です。

3. 単身赴任手当について

回答の骨子

単身赴任手当を現行の 26,000 円から 27,600 円に。4 月にさかのぼって実施（※給与改定の「②」と同様の理由で遡及分（さかのぼる分）の支給時期は未定。）

道教組・道高教組の指摘

積極的に増額の改定をすることについては評価。ただ、「結婚時に別居していた夫婦には単身赴任手当が赴任されない現状」など別居の状況や事情にかかわらず、手当を支給するよう、支給要件の緩和を求める指摘をしています。

4. 再任用について

1回目の交渉から引き続き取り扱ってきました。

道教組・道高教組は「（全道的には再任用希望時の赴任先がなかったり、「遠い」など現実的ではない場合があることから）、希望者全員の再任用実現」を訴えています。

1回目の交渉で道教委は…

今後とも、国の動向や知事部局とも連携し、希望者の動向を把握しながら適切に対処してまいる」

と回答しています。

このことを受けて、今回の交渉で道教組・道高教組は

「道教委は希望者の再任用を保障すべきだ。道教委には、道人事委員会が報告したように「組織の実態を踏まえた新たな再任用制度」を構築するよう強く求めておく。」と指摘しています。

まとめにかえて…

（今回の交渉を受けて）

道独自削減の終了が教育長から報告されたことは、評価すべきです。これまで何度も約束を反故にされ、「あと数年続ける」ということが繰り返され、気づけば 17 年もの年月です。この年月の中で、組合は毎年の賃金確定交渉の中で、署名を提出し続け、「現場発言」として、教育に携わる私たちの教育条理を訴え、私たちの暮らしについても訴えてきました（写真は今回の現場発言の様子）。賃金確定交渉という場での署名に託された声や「現場発言」は、道教委のみなさんと私たち組合員が教育条理を確かめ合う大切な時間でもあります。こうした積み重ねのもとで独自削減が終わるということを受け止め合いましょう。



（1月の交渉に向けて）

1月に向けて、引き続き交渉があります。今度は「学校職員人事評価制度」が焦点となるでしょう。現在行われている「学校職員評価制度」と「査定昇給制度」が制度改正され、評価が賃金や待遇にリンクする制度に変わるというものです。教職員の協力協働を壊し、短期目に目に見える「成果」を求める学校教育を行うことになりかねません。「教育とは子どもたちの成長・発達を目指した集団的・長期的な営みである」という教育の条理が問われる交渉になるということを確かめ合いましょう。

勤務時間外職場集会を！

回答の内容について読み合い、私たちの仕事や教育活動について立ち止まって確かめ合う機会にしましょう。分会で出た意見や見解を別紙 FAX 用紙にまとめて本部に送ってください。私たちが行っている教育条理に基づく教育活動と、私たちの暮らしについてはこの用紙を通して道教委に伝えましょう。もちろん、回答内容についての不満や要望でも構いません。FAX 集約は宗谷教組本部まで。11月23日までお願いします。

2015年 月 日

北海道知事 高橋はるみ様
北海道教育委員会教育長 柴田 達夫様

宗谷教職員組合（ ）支部（ ）学校分会

=11月賃金継続交渉結果に対する私たちの要求=

【送付先】宗谷教職員組合

FAX: 0162-22-2484 *各職場のFAXを使用して送付することは禁止です。

最終集約 11月23日（月）